

2021
SUMMER

夏

No. 161

北海道行政書士会 札幌支部

無料相談会

毎月 第3 水曜 011-271-0773 (要予約)



支部だより

支部長挨拶	2
各部紹介	3~5
総会報告/事業協力協定/占い	6
来賓の祝辞	7

主な質問・要望事項および答弁	8
組織図/理事会報告	9
SDGsを知ろうVol 1 /業務情報『図面作成』	10
ちょこっと情報	11
研修部からのお知らせ/事務局からの報告/編集後記	12

今年度への期待

支部長 酒勾桂子



酒勾支部長Profile

出身地

：小樽市

登録年

：平成15年9月19日
北海道行政書士会入会
：平成28年3月15日
特定行政書士登録

表彰

：平成26年5月23日
北海道行政書士会会長表彰

これまでの主な役職

本会役員歴

平成19年度～平成20年度
研修部研修委員会委員
平成21年度～平成22年度
広報部会報HP委員会委員
平成23年度～平成24年度
広報部長
平成25年度～平成26年度
広報部長
平成27年度～平成28年度
業務企画部次長
平成29年度～平成30年度
業務企画部次長
令和元年度～令和2年度
法規監察部理事
令和3年度～
広報部長

支部役員歴

平成19年度～平成22年度
総務部理事
平成23年度～平成24年度
総務部長
平成25年度～平成26年度
総務部長
平成27年度～平成28年度
副支部長
(平成28年度総務部長兼務)
平成29年度～平成30年度
札幌支部長
令和元年度～令和2年度
札幌支部長
令和3年5月6日
札幌支部長再任

支部会員の皆様、日頃より会務にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

先般総会で3期目支部長を拝命いたしました。支部長になりましてから「一人ひとりに近い支部」とは具体的にどのような状態をいうのか大きな課題でありました。

これまでの4年間、会員皆様と理事会の協力をいただき、福利厚生の実施、会員親睦を深めるバス小旅行・新春セミナー＆新年交礼会、無料研修会、任意会の育成対策等に取り組んで参りました。

最近「一人ひとりに近い支部」とは、総会議案書事業計画が会員皆様に支持され、一緒に活動し成果を分かち合える過程と思うようになりました。これからも一緒に活動できる具体的な事業を、会員の皆様にご提案していきたいと思っております。

今年度は総務部に会員ホームページ委員会を新設し、支部ホームページ上に皆様と執行部からのそれぞれの情報を、相互発信出来るテーブルを作ります。任意会やグループの広報ツールとして利用していただきたいと思っております。「会員皆様と繋がる場・集まる場」となるよう期待いたします。

支部事業には「広報月間」、「新春セミナー＆新年交礼会」、「行政書士記念日」のような大きなイベントがあります。最大限の支部力を発揮できるよう、オール札幌支部で取組む企画を考えて行きたいと思っています。特に「行政書士記念日」は昨年度事業内容を更に深め「いろいろな繋がり」を模索していきたいと思っています。一般市民と行政書士、新入会員と先輩会員、新しい分野を開拓したい会員と専門にしている会員等々、「いろいろな繋がり」を生み「行政書士記念日」を新しい広報活動事業に育てて参ります。

さて、今年度の新しい取組みの一つに理事会の活性化があります。今期から理事数（支部長・副支部長含まず）23名（昨年度28名）とし、各部理事は支部会員の代表という責任・緊張感を感じているところです。また各部委員会に委員を配置して専門性を深める体制をとります。

既にご承知と思いますが、数年間かけてようやく改正行政書士法の3点がこの6月4日施行されました。1. 目的の改正 法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記する。2. 社員が一人の行政書士法人の設立等を許容する。3. 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設。行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。どれも長い時間と労力をかけて獲得した私たちの権利です。特に3. は行政書士会が自浄性ある組織と社会から認識されるものであり、士業人としての強い自覚と誇りを抱いていただきたいと思います。

このような今年度への期待、充実した執行計画となるはずなのですが、新型コロナウイルスとの闘いは続きます。今年こそウイズコロナ終息宣言！これも今年度への大きな期待です。ワクチン接種は順調のように報道されています。どうぞ会員皆様、油断なく日常業務に邁進されますようお願いしております。

総務部紹介

総務部は橋本奈津子部長、紺野裕和副部長、山本淳一理事、今井真由美理事の4名体制です。前期も総務部理事だった橋本部長、紺野副部長、山本理事のベテラン3人と、今期新たに総務部に加わった今井理事が担当します。橋本部長は副支部長兼任です。

総務部の主な仕事は、札幌支部会員交流会や各部と協力して実施する札幌支部新春セミナー・札幌支部新年交礼会の企画運営、FAXで皆さまにお届けしている「かわら版」の発行、支部の諸規則等の整備、定時総会の進行、支部事務局の運営に関わる様々な業務です。また、今期から会員HP委員会を設置して、任意会や会員の活動や情報を支部ホームページ内に掲載します。

支部会員交流会・新年交礼会は「顔の見える札幌支部」を目的にしており、ベテラン・新人を問わず、会員同士の交流を深めることができる企画を考えます。残念ながら昨年度は、どちらも新型コロナウイルス感染症の影響で開催することができませんでした。まだまだ油断できない状況ですが、皆さまに開催のお知らせができる状況になることを期待しています。今年度は60周年記念講演も予定しています。どの行事も支部会員はどなたでもご参加いただけます。開催の際は、ぜひご参加ください！

総務部の仕事は、会員の皆さまの目に直接触れる機会が少ないかもしれませんが、総会で承認していただいた事業計画に則り、安定した支部活動に貢献できるよう、総務部一丸で着実に取り組みます！



山本理事、橋本担当副支部長兼部長、今井理事、紺野副部長

財務部紹介

今期の財務部は、財務担当副支部長を含め4名で担当いたします。

現在札幌支部は、支部会費を徴収することなく、北海道会からの交付金、北海道収入証紙売りさばき手数料等によって運営されています。それらの収入が適正に使用されるよう、日々の経理作業の確認を行い、予算執行状況を把握し、中間監査等を経て年度末には決算と予算案を作成するという業務を財務部は行っております。

昨年度より続くコロナ禍において、各部とも計画通りに活動することがなかなか難しい状況がありますが、財務部としては、柔軟に対応しつつ適正に支部運営が行われるよう、予算の執行状況を把握し、各部への確かな情報提供を行ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

札幌支部の重要な財源となっている北海道収入証紙は、下記で販売しておりますので、是非ご利用ください。

・札幌支部事務局

札幌市中央区北1条西8丁目

・中央東出張所（SATO行政書士法人内）

札幌市東区北5条東8丁目1-33

・北出張所（P・R・O行政書士法人内）

札幌市東区北30条東1丁目2-3

・厚別出張所（行政書士鳥井茂事務所内）

札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12-1

・東出張所（行政書士法人高橋事務所内）

札幌市東区北30条東1丁目3-2

* ご購入の際は、購入希望日の前日15:00までに電話またはFAXにてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。



後列：宮元理事、佐藤副部長
前列：三浦担当副支部長、浦野部長

監察広報部紹介

監察広報部では、会報発行、ホームページ運営、無料相談会やセミナー開催、社会貢献・法教育活動、広報活動（広報月間官公庁等訪問や行政書士記念日事業開催）、広告活動、監察活動を行っています。あるものは楽しそうな、またあるものは厳しそうな活動を連想させるかと思いますが、これらの活動目的は支部運営規程から、大きくは以下の2つに集約されると思います。1つは広報活動を通した行政書士制度の周知や職域確保、もう1つは監察活動を通した非行政書士による行政書士業務活動の防止・排除です。部の事業はこれらのために行われています。広報等は特に楽しく目を引くものを目指しがちですが、手段が目的になってはいないか、注意していききたいところです。執行した事業がその目的に照らしどうであったのか、達成できたことや課題を整理する作業をおろそかにして漫然と事業をすることがないよう、自覚をもって取り組みたいと思います。とはいえ、言うは易く行うは難し、です。ぜひ会員の皆様の厳しい目で活動を見ていただき、ご叱咤、ご助言、また事業へのご参加を頂きたいようお願い申し上げます。

また、近年は、会報や支部ホームページは上記にあげた対外的な広報のみならず、会員への有益な情報提供の場として機能することが期待されていると感じます。皆様に見ていただける会報、ホームページ作りを目指します。2年間どうぞよろしくお願いいたします。



後列：坂之井理事、佐藤理事
前列：齋藤理事、長島部長、藤岡会報編集長、成田担当副支部長

綱紀法務部紹介

スタンス

「注意勧告権」の新設（改正行政書士法の施行）

綱紀法務部長 中山 嘉美

札幌支部(会員1,040人)の綱紀法務部長を二期目も担当することになりました。

- 行政書士業務に対する苦情相談の中には、誤解に基づくものや有利に運ぶために意図したものもあります。このような事案に対しては、相談者に懇切丁寧に説明の上、理解を得て行政書士制度の良き支援者になってもらうべく努力をしています。
- 近年、高齢者との契約に伴う苦情相談が目立ちます。

ある事案で高齢者施設運営者から「行政書士は、○○○とグルになって、高齢者を食い物にしている。」との衝撃的な言葉を浴びせられ、行政書士の信用と信頼を完全に失墜した一例でした。

さて本年4月1日付で、一般社団法人北海道成年後見支援センター理事長と北海道行政書士会札幌支部長との間で、研修、広報、苦情事案の3事業を協力対象にした「事業協力協定書」を締結しました。綱紀及び苦情事案には、意見情報交換、資料の提供を通して、後見制度の正しい認識と行政書士に対する信頼確保に努めます。

また、北海道公証人会とも、これまでの実情を提供して協力と指導を受けるべく検討中です。

- 本年6月4日から「行政書士法の一部を改正する法律」が施行されました。

改正された3点の一つに、行政書士会による「注意勧告権」の新設があります。

日本行政書士会連合会会長の談話では、行政書士会による自主的な規律の維持のための指導権限に具体的な法的根拠が与えられるものであり、会員による違反行為の未然防止に資するものです。

これにより、国民の皆様から行政書士に対する、より高い信頼をいただくことに繋がるものと考えます。と述べています。

- 今後2年間、長谷川副支部長、中山部長、菊池副部長と倉下綱紀法務委員会委員が協力して、適宜適切に迅速な対応に努めてまいります。よろしくお願いいたします。



長谷川担当副支部長、中山部長、菊池副部長

業務企画部紹介

業務企画部は、以前から委員会制度を設けている受託業務もありますが、今年度からはより一層会員の皆様への提供の幅を広げることを目的とし、また次世代を担う人材育成を兼ね、現在受託業務としてある、建設業相談員、年度末に開催される自動車登録相談員、民泊窓口受付業務にそれぞれ委員会制度を設け役割を明確化し業務を遂行します。また昨年度締結した札幌市との連携協定である、保育・幼児教育施設の事務負担軽減モデル事業についても委員会制度を設け、会員の皆様へ新規性のある行政書士業務として確立できるよう努めます。

また今度、新規受託業務として可能性のある業務については、WGや新規委員会を発足し、柔軟に対応して参りたいと考えております。

業務企画部理事や各委員と構成員は多いのでアンテナを張り、新規性のある分野について情報収集をしたいと考えておりますが、残念ながら気付かない分野もあると思われます。その点については会員の皆様からの情報提供も非常に大切と考えておりますので、もし何かありましたら、支部まで情報提供をお願い致します。

また、既存の許認可業務については、業法改正や電子申請化等今までにない頻度で改正があり、こちらについても皆様にわかり易い内容でお伝えできるよう努めて参ります。

最後になりますが、様々な場面で皆様にご協力をお願いすることがあると思います。その際はどうかお力添え頂けるとな幸いです。

研修部紹介

研修部の中心となる事業は、①支部研修会の実施、②北海道会との連携研修の検討、③研修会資料の販売等となります。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修については会場や人数の制限をかけざるを得ず、場合によっては中止を余儀なくされることもありました。

しかし、支部研修は、支部会員の業務の一助になるものであり、感染症対策を十分に行ったうえで、時にインターネットによる方法の導入も検討しつつ本年も行っていく予定です。

研修内容については、アンケート等の会員の要望を取り入れ、行政書士が従来行っていた業務はもちろん、新時代にも対応した研修内容を計画しています。また、講師については、支部会員から広く適任者を募ることを検討しています。

会員の業務の確立や、事務所の継続・発展に寄与する研修の開催を行えるよう努めて参りたいと考えております。会員の皆様におかれましては、支部研修へのご参加、是非ともよろしくお願いいたします。



後列：小森理事、中島理事

前列：羽賀副部長、浅野部長、長谷川担当副支部長、渡辺理事



後列：高橋理事、津幡理事

前列：阿部理事、渡部部長、嶋村副部長、野口担当副支部長

令和3年度 札幌支部定時総会報告

総会構成員数1018名
出席者数570名（うち委任状499名）

5月6日（木）、札幌ビューホテル大通公園 ピアリッジホールにて北海道行政書士会札幌支部定時総会が開催されました。

入口では検温やアルコール消毒、ホール内では席の間隔を空けるなど、新型コロナウイルス感染症対策がしっかりと行われていました。

質問事項は多岐にわたり、札幌支部に所属する多くの会員が緊張感を持って、行政書士を取り巻く現状や札幌支部の運営について、しっかりとした意見や考えをお持ちであることが伝わってくる総会となりました。

午後1時、橋本総務部長による開会の挨拶、野口副支部長の挨拶、物故者への黙祷、酒匂支部長による挨拶に続き、ご来賓の北海道行政書士会副会長 菊地淳史様、北海道行政書士会相談役 佐藤良雄様、北海道行政書士会札幌支部相談役 荒木徹様より祝辞を頂戴しました。ご来賓の祝辞の要約は、7ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

その後、議長に札幌市白石区の板垣俊夫会員、副議長に札幌市中央区の澁田勲会員が選出されました。

議事録署名人には江別市の五十嵐拓也会員、札幌市北区の佐保田聖子会員、記録員には札幌市中央区の高橋一壽会員が選出されました。

酒匂支部長、橋本総務部長、浦野財務部長、越智監察広報部長、中山綱紀法務部長、長島業務企画部長、長谷川研修部長より令和2年度の事業報告があり、続いて赤塚監事より監査報告がありました。その後、質問要望事項に移り、会員から様々な質問要望が寄せられました。質問要望、質問要望に対する回答については、8ページに抜粋した一覧が掲載されていますのでご覧ください。

続いて役員改選に移り、選挙管理委員長、委員が選出されました。酒匂支部長が再任され、再任された酒匂支部長より札幌市手稲区の赤塚明美会員、札幌市豊平区の松山丈史会員が監事に推薦され、賛成多数で選出されました。

次に代議員の選出が行われ、理事21名、監事2名、相談役1名、正副議長2名、選挙管理委員4名、本会70周年記念事業委員4名、計34名のほかに会場から希望者が4名立候補しました。例年は立候補者の中から2名選出するところ、今年は札幌支部理事から1名、監事から1名が補欠にまわり、立候補者4名が本会総会に出席することが決定されました。

最後に、三浦副支部長より閉会の挨拶があり定時総会は終了となりました。



一般社団法人北海道成年後見支援センターと「事業協力協定」を締結しました

令和3年4月1日、北海道行政書士会札幌支部は一般社団法人北海道成年後見支援センターと「事業協力協定」を締結しました。この協定による協力事業の内容は、研修に関する事業、広報に関する事業、綱紀および苦情事案の対応に関する意見情報交換となっております。



当たるも八卦
当たらずも
八卦びん!

まっぴんの 占いコーナー

支部会報 夏号～秋号の期間

NO.1ラッキーはAB型男性びん!

☆……ラッキーカラー

A 男性 ★青 連絡を待たないで連絡しましょう。 良い答えが待っているびん。 バックの中を一度整理整頓しましょう。 仕事が超捗るびん。	O 男性 ★赤 夕方の車の運転には注意しましょう。 車間距離は大事びん。 長く使っていないバックがあれば出番です。 幸運が舞い込むびん。
B 男性 ★黒 少し辛い事があっても一時です。 それを忘れる嬉しい事が待っているびん。 しばらく会っていない友人に お電話・LINEを。元気勇気が湧くびん。	AB 男性 ★白 探していたものが、 思いがけないところから見つかりそうびん。 カラーのマスクはいかがでしょうか。 ストレス解消になるびん。

祝 辞



北海道行政書士会副会長
菊地 淳史 様

札幌支部の皆さんにおかれましては、酒匂支部長を先頭に会務遂行に向けて、日々多大な尽力をいただき大変感謝申し上げます。また、札幌支部の会員の皆さんが、道会の会務遂行において常に中心となって活動頂いていることに感謝申し上げます。

今年度、宮元会長の三期目が決定しております。宮元会長は二期目においてはコロナ禍で思い描いた会の運営を推し進めることができなかったと思います。また、名誉なことではありますが、連合会、政治連盟共に要職に就いていたので、北海道会に軸足の全てを置くことができなかったことも事実です。宮元会長三期目の運営の手助けと応援を、北海道会のダイナモである札幌支部の会員の皆さんにお願い致します。

最後に、会務をお手伝い頂いている札幌支部の会員の皆さん、支部役員の皆さん、会務は楽しみながら実行してください。楽しめることが一番だと思います。そしてその会務活動は、まずご自分のため、ご自分のスキルを磨きキャリアを積むため、次に北海道会、そして北海道会の会員のためにあることを望みます。



北海道行政書士会
相談役
佐藤 良雄 様

本日はコロナ禍にも関わらず、札幌支部の定時総会にたくさんお集まりいただいたことに、改めて会の活動の素晴らしさを、この場に来て感じさせていただきました。

私は先月末に発表された春の褒章で、黄綬褒章を受章させていただきました。私は1973年に北海道行政書士会に入会しました。まだ大学3年生で20歳でしたが、札幌支部や北海道会の研修に参加し、大学の授業とは異なる生の勉強をさせていただきました。卒業後の1977年に開業し、10年後の1987年に34歳で北海道行政書士会札幌支部長をさせていただきました。そこから10年後の1997年に44歳で北海道行政書士会の会長に就任し2期4年北海道会の仕事をさせていただきました。これを最後に会務からは引退をして20年が経つにも関わらず、今回ここにいらっしゃる皆さんを母体とした業界の皆さんのご推薦もあって、行政書士会員として黄綬褒章を受章させていただきました。

私は2004年までに行政書士と社労士を法人化して、東京をはじめ各地域の主要な街に事務所を出しました。今、全国に9拠点あり、士業の職員数も1000人にせまるほどになりました。札幌を主たる事務所として日本でも有数の事務所になったのは、私を役員にしてくれて会務の勉強をさせて鍛えて下さった北海道行政書士会札幌支部のおかげであります。今日はこの場を借りて皆さんにお礼を申し上げるために参りました。私もますます頑張りたいと思いますが、皆さんも札幌支部の発展のために是非よく働いて、自分の仕事も大きくすると同時に、業界の発展にも寄与していただければ幸いに存じます。



北海道行政書士会
札幌支部相談役
荒木 徹 様

皆さんこんにちは。昨年よりコロナの関係で皆さんも非常に不安を抱えていらっしゃると思い、私からは短いですが一言だけ述べさせていただきます。コロナの影響で外出ができなくなったり、役所との関係では押印が廃止されたり、我々の業務の環境はかなり変わってきたと思います。仕事というものは社会の情勢によって無くなっていくものもある反面、新しいものがどんどん出来上がってくることもあります。今はそのような転換の時期だと思って不安を取り除いていただきたい。そのために、一人一人が自分は今まで何をやってきて何ができるか、また自分は何ができなくて何が不得意かを考えていただきたい。そして国の進む方向や社会が求めているものに照らし合わせて考えた時に、自分がやれることが必ずあるはずです。それを共に頑張ってやっていきましょう。

定時総会質問要望事項

1号議案

質問 鈴木信宏会員

持続化給付金の申請業務の際に、「代理申請した行政書士に国から報酬が支給されている」という話を聞いたが、実際はどうか？

答弁 野口副支部長

持続化給付金など様々な救済措置が出ているが代理申請業務を行政書士が行ったことにより、国から行政書士に報酬が支払われたというケースはない。ただ、自治体独自のコロナ関連施策について申請支援した行政書士に報酬を支払うことはあるという話は聞いている。

質問 五十嵐友紀子会員

無料相談会の相談員の選出方法は？どのような周知活動をしているか？

答弁 越智監察広報部長

支部理事に対応可能な相談分野を聞き相談員を決定している。事前に専門性の高い相談であると判明している場合は対応可能な会員へお願いする。相談者による急なキャンセルもあるため出来る限り会員への負担を避けたいと思っている。周知方法は、HP、会報表紙、札幌市民便利帳、JR札幌駅発車時刻表への掲載。イベント時にリーフレットの配布。

質問 所村武彦会員

苦情受理事案「高齢者の契約」に関わる令和2年度の件数と具体事例を聞きたい。

答弁 中山綱紀法務部長

件数は3件。①行政書士から公正証書遺言で私が葬儀一切を行うことになっているので、と身内で葬儀をさせてもらえなかった。②許可なく施設内に行政書士と公証人が入り、認知症の診断を受けている入所者と委任契約及び死後事務委任契約の公正証書が作成された。③身障者手帳所持者で生活保護受給者が3年前に行政書士と委任契約及び死後事務委任契約の公正証書を作成した。その時キャッシュカードを預けたが戻してくれない。との内容。

2号議案

質問 所村武彦会員

綱紀法務費の調査費が 306,000円支出の内訳を説明してほしい。

答弁 浦野財務部長

前年度からの継続事案1件を含む 17 件の事案について 31 回の調査を行っている。その費用が304,000円。当事者との面会を行うため会館使用料これが2,000円。合計 306,000円。

質問 所村武彦会員

①民泊相談員事業の現況と今後の展望について説明して下さい。②札幌市の保育幼児教育施設の事務負担軽減モデル事業に参画し、どのような活動をしているのか？

答弁 長島業務企画部長

①申請窓口には行政書士がいることで行政書士業務の周知に一定の効果を果たしていると考えている。現在抱えている構造的な問題として、専門性があると周知されるべき行政書士が民間企業の職員の指揮監督下に置かれている状態になっている。現在、申請が減少しているため、当初の周知効果が新しい方に対してどれほどのものがあるか。など多様な視点からこの事業をどの様に継続していくかを検討する必要があると考えている。

②モデル事業は主に月1回～2回札幌市のこども未来局に担当理事が出向き、各市内の保育園や幼稚園から提出された申請書類の審査、不備のあった各園に対して事務連絡作業などを行っている。ほか札幌市内の保育園申請書類の作成業務を行っている。

6号議案

要望 滝沢俊行会員

支部の総会で北海道会総会への質問や要望を提起したその真意が十分に反映されないことがあり、回答を会員に報告されることがあまりないため質問等を提起した会員を代議員として選出してもらいたい。

答弁 野口副支部長

代議員選出は、主に支部の理事、監事等の支部役員、札幌支部、北海道会の会務に協力した会員を選出している。不足人数の1～2名を毎回総会会場から募っている。そのためこの要望にはある程度沿っていると考えている。万が一、代議員に選出されなかった場合、真意の聞き取り等をし、適切な内容を提出できるような形をとっている。北海道会の総会の議事録が北海道会のHPから閲覧可能であるため回答を確認して欲しい。

7号議案

要望 深貝亨会員

行政書士会の電子化を進めていく必要があるのではないか。(行政書士証明書で職務上請求書の購入申請など)札幌支部から北海道会、日行連へ組織内の電子化を提言する用意がありますか？

答弁 酒匂支部長

現在紙媒体の資料は、支部文書保存期間表と合わせて管理している。支部会務の活動報告書はデータ化されている。活動報告書押印確認の見直しは今後進めていく予定。研修の案内は最終的にメール1本にしていく予定。北海道会総会、日行連総会への組織内届については早急に行政書士証明書を使用したシステム作りの検討要望をしていきたい。

要望 滝沢俊行会員

総会の議事録を札幌支部HPへ掲載して欲しい。

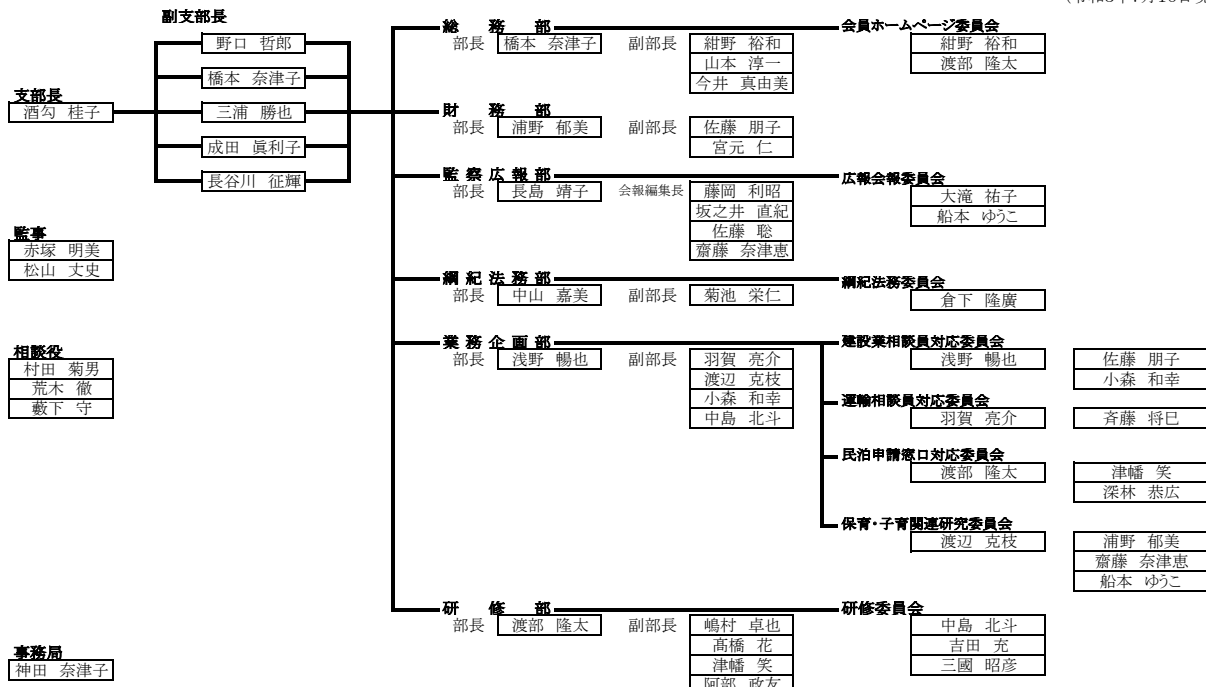
答弁 橋本総務部長

令和3年度にシステム構築を行う予定なので検討したい。議事録は札幌支部にて閲覧可能。また議事録コピーを請求することも可能。

札幌支部組織体制図

令和3年度 北海道行政書士会札幌支部組織体制図

(令和3年7月16日現在)



理事会報告

令和3年4月6日 第1回理事会 16:00～19:00 出席者31名

部名	報告事項	協議事項
総務部	支部総会までの会議等日程	・令和3年度定時総会議案書校正 承認 ・本会総会代議員選任（理事以外） の理事長一任 承認 ・支部総会開催日時（5/6 13:00） 承認
財務部	決算報告書の訂正	なし
監察広報部	会報、無料相談会、広告他	なし
網紀法務部	前回理事会資料『事例研究』への各理事からの回答	なし
業務企画部	建設業・民泊・自動車各相談員制度、札幌市連携協定	なし
研修部	なし	なし

令和3年6月1日 第2回理事会 17:30～19:45 出席者29名

部名	報告事項	協議事項
支部長	なし	相談役に数下守会員を選任 承認
総務部	令和3年度事業計画	各部委員会委員選任 承認
財務部	令和3年度総会費用、 月次予算実績管理表	・会計伝票の押印廃止 承認 ・会計データ保存のクラウド化 継続
監察広報部	会報、無料相談会、広告、対外・啓発活動、監察活動	なし
網紀法務部	予防・防止対策、網紀事案	なし
業務企画部	建設業・民泊・自動車各相談員制度、札幌市連携協定	なし
研修部	事業計画、研修開催基準、講師登録制度、研修開催告知はがきの廃止	なし
確認事項	・支部長から委員会委員へ委嘱状を発行する。（支部長） ・Zoom活用に向け、引き続き契約締結を検討する。（総務部） ・広報月間で訪問する先は厳選し、可能な限り早く決める。（監察広報部）	

SDGs(Sustainable Development Goals)を知ろう Vol.1

SDGsは持続可能な開発目標と訳される国際目標です。この言葉は皆さんご存知だと思います。北海道行政書士会では、令和2年2月に北海道SDGs推進ネットワークに加入し会員にバッジを配布しました。北海道会以外にも、近年は多くの企業や自治体がSDGsを掲げています。そこで、札幌支部だよりでは、複数回に分けてSDGsについて連載します。第1回目は、枠組みの背景と概要を取り上げます。

【なぜSDGsが出来たの?】

人類は長い歴史の中で国家を作り発展してきましたが、その過程で格差は大きくなり、貧困や飢餓、防疫、教育という開発優先課題を解決するため2015年までを目標に国連でMDGs（ミレニアム開発目標）が取りまとめられました。一定の成果を挙げたと言われるMDGsの後継目標としてできたのがSDGsです。違いは、「開発途上」とされる国の支援中心であったものから、環境危機対応を含め、すべての国が取り組むものになったという点だと言えます。その背景には、2012年から数年かけた議論の中で、一部の国が取り組むのではなく、皆が取り組む包括的な枠組みが必要という声があがったことがあるそうです。2015年の国連サミットで全会一致により採択されました。法的拘束力はない一方、国力等に応じ各国それぞれで目標設定が可能であるのも特徴です。

【17の目標】

SDGsには、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲット（達成基準）が設けられています。

達成すべき17の目標

1「貧困をなくそう」 2「飢餓をゼロに」 3「すべての人に健康と福祉を」 4「質の高い教育をみんなに」 5「ジェンダー平等を実現しよう」 6「安全な水とトイレを世界中に」 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」 8「働きがいも 経済成長も」 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」 10「人や国の不平等をなくそう」 11「住み続けられるまちづくりを」 12「つくる責任 つかう責任」 13「気候変動に具体的な対策を」 14「海の豊かさをまもろう」 15「陸の豊かさも守ろう」 16「平和と公正をすべての人に」 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

どれも大事です。でも一方では、「きれいごと」、流行のアピール手段という声があります。また、1つの目標へ取り組みながら、その過程で他の目標に反することが行われている、ということもあるかもしれません。皆さんはどう感じられたでしょうか。この17の目標について、次回以降考えてみたいと思います。



業務のお役立ち情報『図面作成』

札幌支部
坂之井直紀 会員

行政書士業務をすすめる中で時折、添付書類として図面を求められる場面がでてくるかと思います。

通常、行政書士業務の中ではそこまで精緻なものは求められないでしょうが、顧客に副本を渡すにあたって手書きはちょっと、

ただよく聞くJW__CADはフリーソフトで購入にお金もかからず、教則本等の情報も多いですが、意外に習得が大変で諦めた方もいらっしゃるかもしれません。

本記事では行政書士業務の図面作成において活用できそうなソフトをいくつかご紹介致します。

I.『AutoCAD®』

建築家、設計者、エンジニアなどの方々が図面作成に利用している2次元CADソフトウェアです。特に建築業界においてはトップシェアを占めると言われるソフトです。

II.『間取りっど5』

不動産から建築用平面図まで、2次元間取り作成のあらゆる用途に活用できる、との方針で開発されています。CADを下敷きとして作成されているが、直感的に操作ができるように設計されています。

III.『Illustrator』

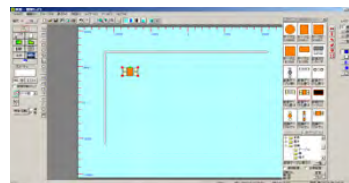
ご存知アドビ社のグラフィックソフトです。こちらを図面作成に活用している人もいます。

CADソフトではないため、機能は図面作成に限らず、名刺作成やLINEスタンプ等にまで展開できるという特徴があります。

今回は特に私の普段使用している、II.『間取りっど5』についてご紹介させていただきます。

上述のように、元々は不動産業者等が間取り図を簡単に作成できるよう設計されたもののようです。

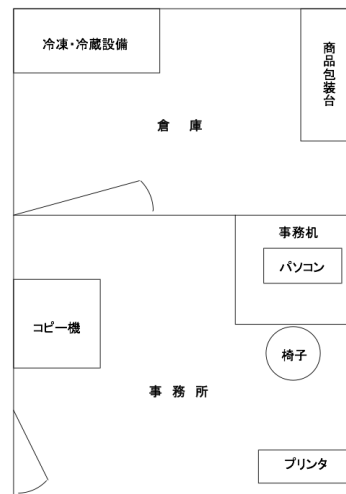
ボタンの種類などは一見本格的なCADソフトと遜色ないような並びですが、必要な機能は維持しつつ、直感的に操作ができるよう工夫されています。



ソファ、事務机等の部品も豊富に用意されています。また画像形式で保存ができるため、Wordファイル等の一部に貼り付けることも可能です。

＜作成例＞

これは酒類販売業免許の手引にある図面を模して作成したのですが、このようなシンプルな線で描かれた図面であれば10分程度で作成は完了します。





ちょこっと情報

・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が令和3年4月1日より順次施行

規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散していることから規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されます。解体工事や石綿を含む産業廃棄物の収集運搬の際にも改正に対応した取扱いが求められています。

最新情報および詳細は



「環境省 大気汚染防止法改正」「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

検索

・電子定款認証と設立登記のオンライン同時申請制度の開始

令和3年2月15日から、株式会社の設立手続について、電子定款認証と設立登記のオンライン同時申請制度が開始されています。株式会社の設立手続に関し、公証人に対する電子定款の認証の囑託と登記所に対する株式会社の設立登記の申請をオンラインで同時に行うことができ、同時申請がされた場合において、一定の条件を満たすものについては、その同時申請の時から24時間以内に電子定款の認証とともに設立登記を完了させる運用とされています。

最新情報および詳細は



オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請 法務省

検索

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」成立（令和3年5月19日）

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しが行われ、以下のように改正されました。

- ・地縁による団体について不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に（地方自治法）
- ・転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について郵便局において取り扱わせることを可能に（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）
- ・小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について「従うべき基準」から「標準」に見直し（介護保険法）
- ・沿岸漁業改善資金について転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に（沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法）
- ・一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建築士法）
- ・宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（宅地建物取引業法）
- ・不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）
- ・積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（積立式宅地建物販売業法）

最新情報および詳細は



内閣府 地方分権改革

検索

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正（令和3年6月4日公布）

国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（改正前は事業者については努力義務）、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を定める改正が行われました。

最新情報および詳細は



障害を理由とする差別の解消の推進 内閣府

検索

・行政手続における書面主義の見直し方針に関連しオンライン化しないとされる行政手続

- ・行政手続における書面主義の見直し方針に関連しオンライン化しないとされる行政手続

各府省の見直しの結果、所管する各府省がオンライン化しない（性質上オンライン化が適当でない）とする行政手続が432種類あることがわかりました。内閣府は、最新の技術を踏まえ、補完的手段の活用可能性を含めてオンライン化できないか引き続き検証していく方針です。

最新情報および詳細は



書面規制、押印、対面規制の見直し・電子署名の活用促進

検索

・令和2年の遺言公正証書の作成件数は減少

平成23年以降、遺言公正証書の作成件数は増加し平成26年から令和元年まで10万件を超えていましたが、令和2年1月から12月までの1年間に全国で作成された遺言公正証書は、9万7700件でした。

最新情報および詳細は



日本公証人連合会 令和2年の遺言公正証書の作成件数

検索

【お知らせ】ハガキによる研修開催案内通知の廃止

札幌支部研修開催のご案内につきまして、昨年度までは、メール、FAX、ハガキによる方法で行ってまいりましたが、本年度より、ハガキによる通知方法は廃止となります。

現在、ハガキで研修案内が来ている方は、今後研修案内のハガキが届きませんので、札幌支部へのメールアドレスのご登録をお願いいたします。今後はメールにて研修のご案内をさせていただきます。

なお、FAXにて案内を受けている方もメールへの切替に是非ご協力をお願いいたします。

メールアドレスのご登録がお済でない方は、下記メールアドレスに、①お名前、②会員番号をご記載の上、③件名に「メール登録希望」とご記載の上、メールいただきますようお願いいたします。

札幌支部事務局 <gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp>

入退会

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R3.4.2	6103	上 田 侑 季	南・江 別 区
2 R3.4.2	6104	永 嶋 猛	東・豊平区3
3 R3.4.2	6105	早 坂 綾 二	北・北 区 3
4 R3.4.2	6106	高 橋 草 多	北・東 区 2
5 R3.4.2	6108	長 居 拓 見	中・中央区南4
6 R3.4.2	6109	波 田 大 専	東・豊平区3
7 R3.5.1	6112	豊 枝 緑	中・中央区5
8 R3.5.1	6113	長谷川 武 好	南・北広島区
9 R3.5.1	6116	有 野 弘 実	中・中央区2
10 R3.5.1	6117	佐々木 聡	中・西区 1
11 R3.5.1	6118	安 西 公 則	中・中央区5
12 R3.5.1	6119	富 原 正 一	中・中央区1
13 R3.5.1	6120	白 佐 隆 吉	中・中央区1
14 R3.5.1	6122	三 浦 大 和	南・厚別区
15 R3.5.1	6125	糺 谷 剛	北・手稲区
16 R3.5.1	6126	大 槻 翼	北・手稲区
17 R3.6.1	6127	坂 井 勝 美	南・南 区
18 R3.6.1	6128	千 葉 順 一	南・清田区
19 R3.6.1	6129	新 谷 光 人	中・中央区1
20 R3.6.1	6130	葛 原 義 雅	北・東 区 2
21 R3.6.1	6131	木 村 亮 輔	北・東 区 1
22 R3.6.1	6132	崔 輝 勇	中・中央区1
23 R3.6.1	6133	小 原 久 典	北・北 区 2

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R3.3.31	6044	石 井 ヨ リ 子	南・厚別区
2 R3.3.31	5547	花 井 尚 彦	南・厚別区
3 R3.3.31	2659	早 坂 剋 弘	中・中央区3
4 R3.4.14	4159	井 土 伸 一	北・東 区 3
5 R3.4.30	4546	文 字 利 光	北・手稲区
6 R3.4.30	4893	熊 谷 勉	東・白石区2
7 R3.4.22	1368	奈 良 篤 昌	中・西区 1
8 R3.3.13	3833	三 浦 孝 治	南・恵庭区
9 R3.5.3	5876	村 端 悟	北・北 区 2
10 R3.5.12	4336	福 呂 均	中・西区 2
11 R3.5.31	5178	放 生 敏 文	北・東 区 3
12 R3.6.9	4180	上 野 悟	中・中央区1
13 R3.6.10	4632	後 藤 正 藏	中・中央区1
14 R3.6.11	5550	加 藤 孝 広	北・北 区 3
15 R3.6.14	6027	井 内 俊 文	北・北 区 1
16 R2.8.4	4391	瀬 川 賢 一	南・江別区

現在の会員数 1,032名、法人20 令和3年6月25日現在

編集後記

今回SDGsとちょこっと情報を担当しました。SDGsバッジが北海道会から配布されましたが、理解も納得もしていないものを付けるのは恥ずかしく、バッジはビニール袋に入ったまま鞆に収まっています。バッジをしている人は素晴らしい、と思って見っていますが、ここで勉強する機会をいただきました。今の自分があるのは能力や努力のおかげではない、その事実と「きれいごと」はつながっていると感じます。

さて、皆様がそうであるように、広報・会報委員も、各々会報に求めるものや好みが変わります。タウン情報や委員の近況等を、と思う人もいれば、硬派なものがいいと思う人も、ガバナンス強化の場としたい人もいます。評価軸もバラバラな中で何が「いい」会報なのかは難しいですが、会報は明確な形で残る紙媒体、そのことの認識と責任感をもって発行していきたい、という前監察広報部長の総会時の言葉の意味を自分なりに考えていきたいと思っています。

(長島靖子)

編集担当者のひとりごと

今の学校の教室にはエアコンがある。令和2年9月1日時点で公立高校の普通教室の冷房設置率は87%だそうです。羨ましいなあ、すごいなあ、自分も15年遅く生まれていたらなあ、などと思いながら文科省の資料を読み進めると、北海道の公立高校の普通教室の冷房設置率は0%とのこと。15年遅くてもダメみたい。北海道の高校生が冷房の恩恵にあずかる日までに少し時間がかかりそうです。

(藤岡利昭)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第161号 2021年7月28日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 長島 靖子 編集長 藤岡 利昭

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

メールアドレス gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 株式会社 松 寿
東京都文京区小石川2-1-13-702
TEL (03) 3830-0568

頒 価 500円(送料込)

ホームページ http://gyosei.s93.xrea.com